

利用に当たって

1 調査の目的

この調査は、工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の根拠

この調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第 10 号）で、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施している。

3 調査期日

平成 15 年 12 月 31 日現在

4 調査範囲

日本標準産業分類（平成 14 年 3 月 7 日総務省告示第 139 号）に掲げる「大分類 F - 製造業」に属する事業所を対象としている。

ただし、国に属する事業所は除く。

5 調査の方法

この調査は、従業者 30 人以上の事業所については「工業統計調査票甲」、従業者 29 人以下の事業所については「工業統計調査票乙」を用い、申告者（事業所の管理責任者）の自計申告により行っている。

なお、調査票の様式は巻末に添付した。

6 主な項目の説明

(1) 事業所数は、平成 15 年 12 月 31 日現在の数値である。

(2) 従業者数は、平成 15 年 12 月 31 日現在の常用労働者数、個人事業主及び無給家族従業者数の合計である。

常用労働者には、日々又は 1 か月以内の期限で雇われていた者のうち、11 月・12 月のそれぞれの月において 18 日以上雇われた者及び出向・派遣受入者を含んでいる。

(3) 現金給与総額は、平成 15 年 1 年間に、常用労働者に対し、きまって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計である。

その他の給与額とは、常用労働者に対する退職金や解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額及び臨時雇用者に対する諸給与、他企業へ出向させている者に対する負担額である。

(4) 原材料使用額等は、平成 15 年 1 年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費の合計であり、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を含んだ額である。

ア 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等の使用額であり、原材料として使用した石炭、石油等も含まれる。

また、下請工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

イ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃である。

(5) 製造品出荷額等は、平成 15 年 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず・廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり、内国消費税（消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税）を含んだ額である。

ア 製造品出荷額は、工場出荷額によっており、同一企業に属する他の事業所へ引渡したものを含んでいる。

イ 加工賃収入額とは、他の企業の所有に属する原材料又は製品を加工して引渡したものに對して、受け取った加工賃及び受け取るべき加工賃である。

ウ その他の収入額とは、冷蔵保管料、据付工事料、広告料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等である。

7 主な算式

(1) 生産額 = 製造品出荷額等（以下「出荷額等」という。） + 年末在庫額（製造品 + 半製品・仕掛品） - 年初在庫額（製造品 + 半製品・仕掛品）

(2) 付加価値額 = 生産額 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)
- 原材料使用額等 - 減価償却額

*1 消費税を除く内国消費税額は、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計。

*2 推計消費税額は、平成 13 年調査より、消費税が調査項目から除かれたため推計したものであり、算出に当たっては、直接輸出分を除いている。

(3) 粗付加価値額 = 出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)
- 原材料使用額等

(4) 付加価値率 = $\frac{\text{付 加 価 値 額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$

(5) 原材料率 = $\frac{\text{原 材 料 使 用 額 等}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$

(6) 現金給与率 = $\frac{\text{現 金 給 与 総 額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$

(7) 労働分配率 = $\frac{\text{現 金 給 与 総 額}}{\text{付 加 価 値 額}} \times 100$

(8) 1 事業所当たり出荷額等 = $\frac{\text{出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{\text{事業所数}}$

(9) 1 事業所当たり付加価値額 = $\frac{\text{付加価値額}}{\text{事業所数}}$

(10) 従業者 1 人当たり出荷額等 = $\frac{\text{出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{\left[\begin{array}{c} \text{年間月平均常用} \\ \text{労働者数} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{個人事業主及び} \\ \text{家族従業者数} \end{array} \right]}$

- (11) 従業者 1 人当たり付加価値額 =
$$\frac{\text{付 加 価 値 額}}{\left[\begin{array}{l} \text{年間月平均常用} \\ \text{労働者数} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{個人事業主及び} \\ \text{家族従業者数} \end{array} \right]}$$
- (12) 常用労働者 1 人当たり現金給与総額 =
$$\frac{\text{常用労働者現金給与総額}}{\text{年間月平均常用労働者数}}$$
- (13) 有形固定資産取得額 = 土地の取得額 + 有形固定資産（土地を除く）の取得額
+ 建設仮勘定の年間増減額
- (14) 在庫投資総額 = 年末在庫額（製造品 + 半製品・仕掛品 + 原材料・燃料） - 年初在庫額
（製造品 + 半製品・仕掛品 + 原材料・燃料）
- (15) 在庫増減 = 年末在庫額（製造品 + 半製品・仕掛品） - 年初在庫額（製造品 + 半製品
・仕掛品）

8 記号

- 「 - 」皆無又は該当数値なし
「 0 」端数四捨五入のため単位未満（「 0 . 0 」についても同じ）
「 」マイナスの数値
「 X 」1 又は 2 の事業所に関する数値で、申告者の秘密保護のため秘匿した箇所
なお、3 以上の事業所に関する数値でも、秘匿した事業所に関する数値が前後の関
係から判明する箇所は「 X 」で表した。

9 産業中分類の略称

略 称	産 業 中 分 類	略 称	産 業 中 分 類
09 食 料	食料品製造業	21 皮 革	なめし革・同製品・毛皮製造業
10 飲 料	飲料・たばこ・飼料製造業	22 窯 業	窯業・土石製品製造業
11 繊 維	繊維工業	23 鉄 鋼	鉄鋼業
12 衣 服	衣服・その他の繊維製品製造業	24 非 鉄	非鉄金属製造業
13 木 材	木材・木製品製造業	25 金 属	金属製品製造業
14 家 具	家具・装備品製造業	26 機 械	一般機械器具製造業
15 パルプ	パルプ・紙・紙加工品製造業	27 電 気	電気機械器具製造業
16 印 刷	印刷・同関連業	28 情 報 通 信	情報通信機械器具製造業
17 化 学	化学工業	29 電子デバイス	電子部品・デバイス製造業
18 石 油	石油製品・石炭製品製造業	30 輸 送	輸送用機械器具製造業
19 プラスチック	プラスチック製品製造業	31 精 密	精密機械器具製造業
20 ゴ ム	ゴム製品製造業	32 その他工業	その他の製造業

（注） 産業類型別については、印は基礎素材型産業、印は加工組立型産業、それ以外は、生活関連・その他型産業（図中は「生活関連他」で表示）を示す。

10 地域一覧表

地 域	各 地 域 の 範 囲
岩 国 地 域	岩国市、和木町、由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町、美和町
柳 井 地 域	柳井市、久賀町、大島町、東和町、橘町、大畠町、上関町、平生町
周 南 地 域	下松市、光市、周南市、大和町、田布施町
山 口 ・ 防 府 地 域	山口市、防府市、徳地町、秋穂町、小郡町、美東町、秋芳町、阿東町
宇 部 ・ 小 野 田 地 域	宇部市、小野田市、美祢市、阿知須町、楠町、山陽町
下 関 地 域	下関市、菊川町、豊田町、豊浦町、豊北町
長 門 地 域	長門市、三隅町、日置町、油谷町
萩 地 域	萩市、川上村、阿武町、田万川町、むつみ村、須佐町、旭村、福栄村

11 その他

- (1) 調査日現在に休業中、操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所については、集計から除外されている。
- (2) この調査結果の数値は、県集計の結果に基づくもので、後日、経済産業省が公表する「工業統計表」の数値と相違することがある。
- (3) この集計表の数値は単位未満を四捨五入しているため、積上げと合計、増減額等が一致しないことがある。
- (4) 周南市の平成 14 年数値については、旧徳山市、旧新南陽市、旧熊毛町、旧鹿野町の合計値を用いている。
- (5) 調査結果についての照会先
 〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
 山口県地域振興部統計課商工労働統計班
 電話 (083)933-2654(直通)